

○ 財政融資資金地方資金運用事務処理細則

〔平成27年3月31日
財理第1586号〕

最終改正：令和8年6月16日財理第1933号

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 地方長期資金等貸付前の手続（第6条～第11条）
- 第3章 地方長期資金等の貸付け（第12条～第15条）
- 第4章 地方短期資金の貸付け（第16条～第19条）
- 第5章 財務状況把握（第20条～第25条）
- 第6章 報告等（第26条・第27条）
- 第7章 雑則（第28条～第30条）
- 附則

第1章 総則

（通則）

第1条 財務局長又は財務事務所長（以下「財務局長等」という。）が、財政融資資金地方資金の運用に関して行う事務については、法令その他の規定に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

（定義）

第2条 この細則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 管理運用規則 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）をいう。
- 二 地方公共団体 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体のうち財産区を除くものをいう。ただし、第9号、第10号、第7条及び第5章においては、同法第1条の3第2項に規定する普通地方公共団体及び同条第3項に規定する特別地方公共団体のうち特別区をいう。
- 三 地方資金 管理運用規則第13条に規定する地方資金をいう。
- 四 地方長期資金等 管理運用規則第15条第2項に規定する地方長期資金及び同条第3項に規定する地方特別資金をいう。
- 五 地方短期資金 管理運用規則第15条第4項に規定する地方短期資金をいう。

- 六 資金年度 管理運用規則第17条に規定する資金貸付予定額（以下「資金貸付予定額」という。）の決定の対象となった年度をいう。
- 七 同意等 総務大臣又は都道府県知事が地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第1項に規定する協議において行う同意、若しくは同法第5条の4第1項及び第3項から第5項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）第13条第1項の規定により行う許可をいう。
- 八 届出 地方公共団体が地方財政法第5条の3第6項の規定により行う届出のうち、総務大臣又は都道府県知事が同条第1項に規定する協議を受けたならば同条第7項第1号の同意をすることとなると認められる地方債に係るものをいう。
- 九 財務状況把握 融資審査の充実を図るため、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から、融資主体として、融資先である地方公共団体の財務状況（債務償還能力及び資金繰り状況をいう。以下同じ。）を把握することをいう。
- 十 行政キャッシュフロー計算書 地方公共団体の一決算年度における現金預金の流れを「行政活動の部」、「投資活動の部」、及び「財務活動の部」に区分して表示した計算書をいう。
- 十一 財務指標 行政キャッシュフロー計算書を利用して算定される指標をいう。
- 十二 実地監査 財政融資資金地方資金貸付先実地監査細則（平成12年蔵理第4444号。以下「実地監査細則」という。）第1条にいう地方資金の貸付先に対する実地監査をいう。
- 十三 不適切事案の処理 財政融資資金地方資金貸付先実地監査の審査及び結末処理に関する基準（平成26年財理第1320号。以下「結末処理基準」という。）第2（貸付資金の使用状況等）にいう不適切事案の処理をいう。
- 十四 文書注意 結末処理基準第3（公営企業の経営状況）に規定する文書注意をいう。

（地方資金の貸付けの制限）

第3条 財務局長等は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体に対して、地方資金の貸付けを行わないものとする。

- 一 地方資金の元利金の償還計画が確立されていない等のため元金の償還又は利子の支払いが不能と認められる地方公共団体
- 二 地方資金の元金の償還又は利子の支払いを現に延滞している地方公共団体又は所要の公債費を予算に計上していない等のため今後において延滞の生ずるおそれのある地方公共団体

- 三 実地監査において、不適切事案の処理及び文書注意を行った地方公共団体のうち、特段の理由もなく所要の措置を講じない地方公共団体
- 四 過去において、著しく事実と相違した借入申込みにより地方資金を借り入れており、適正な借入申込みを担保するための改善措置が現に講じられていると認められない地方公共団体
- 五 借入申込書その他の管理運用規則に基づき財務大臣に提出することとされている書類に虚偽の記載をしていると認められる地方公共団体
- 六 財務の経理が著しく不明確である地方公共団体

(地方長期資金等の貸付けの制限)

第4条 財務局長等は、管理運用規則第18条第1項に規定する貸付対象事業（以下「貸付対象事業」という。）が次の各号のいずれかに該当する地方公共団体に対して、当該事業に係る地方長期資金等の全部又は一部について貸付けを行わないものとする。

- 一 起債の同意等を受けていない若しくは届出がされていない又は資金貸付予定額の決定に際して付された条件を満たしていない事業
- 二 事業実施計画が不適切等のためその遂行が困難であると認められる事業
- 三 効果が少ない、持続性のない又は事業施行結果の確認が甚だしく困難な事業

2 財務局長等は、起債対象事業費のうち次の各号のいずれかに該当する事業費が含まれている地方公共団体に対して、当該事業費に係る地方長期資金等の貸付けを行わないものとする。

- 一 一般調査費、維持管理費等の一般財源をもって支弁することが適当であると認められる事業費
- 二 私有財産に係る事業費であって、その経費を受益者に負担させることが適当であると認められる事業費

3 財務局長等は、財務状況が著しく悪化し、かつ、財務状況の改善のための努力が行われていないと認められる地方公共団体に対して、地方長期資金等の貸付けを行わないものとする。

(地方短期資金の貸付けの制限)

第5条 財務局長等は、赤字の地方公共団体（地方公営企業（地方財政法第5条第1号に規定する公営企業をいう。以下同じ。）に係る貸付けの場合にあっては当該地方公営企業、以下第4章において同じ。）に対して、原則として地方短期資金の貸付けを行わないものとする。

第2章 地方長期資金等貸付前の手続

(金利方式の設定)

第6条 地方公共団体が各事業について金利方式の設定を申し込む場合には、財務局長等は、可能な限り速やかに管理運用規則第15条の2に規定する財政融資資金地方長期資金等借入金利設定（変更）申込書（以下この条において「申込書」という。）を提出させるものとする。

- 2 地方公共団体が各事業について設定済みの金利方式の変更を申し込む場合には、財務局長等は、適用開始年度の前年度の3月31日までに申込書を提出させるものとする。
- 3 財務局長等は、前2項の規定により提出を受けた申込書について、その写しを送付することにより、財務省理財局長（以下「理財局長」という。）に報告するものとする。

(財務状況が悪化した団体に対する審査の厳格化)

第7条 財務局長等は、次条第1項に規定する起債予定額の進達にあたっては、第21条に規定するモニタリングを活用し、地方公共団体の財務の健全性を確認するものとする。

- 2 財務局長等は、貸付けを受けようとする地方公共団体が前年度において健全化法第6条第1項に規定する財政健全化団体（以下「財政健全化団体」という。）に該当した場合には、貸付けを予定する年度の4月末日までに第24条に規定する診断表等により財務の健全性について審査を行うものとする。
- 3 財務局長等は、前項の審査により貸付けを行うことが適当でないと整理した場合には、速やかに任意の様式により理財局長に報告するとともに、別紙第2号書式の財政融資資金の取扱いについてにより、当該地方公共団体に通知し、当該地方公共団体への貸付けは行わないこととする。ただし、一般会計債のうち地方債計画資金区分において財政融資資金以外の資金が予定されていない事業に係るもの及び公営企業債についてはこの限りでない。

(資金貸付予定額の決定)

第8条 財務局長等は、管理運用規則第16条第1項の規定により事業計画に関する書類（借入れの目的である事業について、地方債計画事業区分、起債の目的（事業名）、起債対象事業費、起債対象内事業費の財源内訳、充当率、起債予定額、資金区分等が記載されたものをいう。）の提出を受けた地方公共団体について、事業計画の内容について審査を行った上で、理財局長に対し起債予定額を進達するものとする。

- 2 財務局長等は、前項に規定する審査を行った結果、資金貸付予定額を決定しないこととした場合には、速やかに任意の様式により理財局長に報告するものとする。
- 3 財務局長等は、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体について、起債協議書又は起債許可申請書の写しを徴求し、理財局長から通知された同意等額の範囲内であることを確認した上で、資金貸付予定額を決定するものとする。
- 4 財務局長等は、地方財政法施行令第2条第1項第2号に掲げる地方公共団体について、充当調整の結果に基づき資金貸付予定額を決定するものとする。
- 5 第1項から前項までの規定は、地方公共団体が届出をし、貸付けを受けようとする場合には、適用しない。この場合において、財務局長等は、理財局長から通知された当該届出に係る地方債の限度額の範囲内であることを確認した上で、資金貸付予定額を決定するものとする。

（資金貸付予定額等の通知）

- 第9条 管理運用規則第17条にいう財政融資資金貸付予定額通知書は別紙第3号書式（甲）又は（乙）の財政融資資金貸付予定額通知書のとおりとする。
- 2 財務局長等は、前条第1項に規定する審査を行った結果、資金貸付予定額を決定しないこととした場合には、別紙第3号書式（丙）の財政融資資金貸付予定額通知書（資金貸付予定額の決定を行わないことについて）により当該地方公共団体に通知するものとする。
 - 3 財務局長等は、管理運用規則第17条に規定する財政融資資金貸付予定額通知書を通知した地方公共団体に対して、通知した事項に変更が生じた場合は、その変更内容について別紙第4号書式（甲）の財政融資資金貸付予定額変更通知書により当該地方公共団体に通知するものとする。

（計画の変更）

- 第10条 財務局長等は、地方公共団体から管理運用規則第18条第1項の規定により事業計画変更の理由及び変更後の事業計画を記載した書類の提出を受けた場合は、速やかに審査の上、計画変更の承認の可否を決定するものとする。
- 2 管理運用規則第18条第1項にいう事業計画の変更をしようとする場合とは、起債の増額を要しないものであって、事業計画変更の内容が次の各号のいずれかに該当する場合をいうものとする。ただし、専ら国の直轄事業又は国の補助事業の地方負担額に着目して資金貸付予定額を決定した事業に係る場合及び事業計画変更の内容がきわめて軽微である場合を除く。

- 一 貸付対象事業の全部又は一部を取り止め、代わりに同種事業（資金貸付予定額決定上、貸付対象事業とあわせて一件として取扱うことのできる他の事業をいう。以下同じ。）を貸付対象に加えようとする場合
 - 二 貸付対象事業に係る事業費の減少又は当該事業費に充てるべき特定財源の増加によって本来不用となすべき資金貸付予定額が生ずる場合に同種事業を貸付対象に加えようとする場合
- 3 財務局長等は、第1項に規定する審査の結果、計画変更を承認する場合であつて、資金貸付予定額を減額したときは、別紙第4号書式（甲）の財政融資資金貸付予定額変更通知書により当該地方公共団体に通知するものとする。この場合において、当該地方公共団体が地方財政法施行令第2条第1項第2号に掲げる地方公共団体の場合には、別紙第4号書式（乙）の財政融資資金貸付予定額変更通知書（関係都道府県分）により当該地方公共団体を管轄する都道府県に通知するものとする。
- 4 財務局長等は、第1項に規定する審査の結果、計画変更を承認しない場合には、別紙第4号書式（丙）の財政融資資金貸付予定額変更通知書（計画変更を承認しないことについて）により当該地方公共団体に通知するものとする。

（起債事業実地調査）

第11条 財務局長等は、管理運用規則第17条の規定により資金貸付予定額を通知した地方公共団体に対して、事務の繁閑及び貸付予定日等を考慮しつつ、必要に応じて起債事業実地調査（資金貸付予定額決定時の審査の補完、貸付けを予定している事業に対する理解の向上等を目的とした実地調査をいう。）を実施するものとする。

第3章 地方長期資金等の貸付け

（地方長期資金等の貸付条件）

- 第12条 地方長期資金等における貸付条件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
- 一 利率 財務大臣が定め、財務省ホームページで公表した利率
 - 二 違約金の割合 年10%
 - 三 金利方式 固定金利方式（貸付けの約定期間中、貸付金利が一定である貸付けに係る金利方式をいう。）又は利率見直し方式（貸付けの約定期間中、5年毎、10年毎、15年毎、20年後又は30年後に貸付金利を見直すことが予定されている貸付けに係る金利方式をいう。）とする。ただし、臨時財政対策債については、利率見直し方式（5年毎・10年毎に限る。）のみとする。
 - 四 償還期限及び据置期間 毎年度、別に定める。

五 貸付期日 資金貸付予定額の決定の対象となった年度（以下「貸付予定額決定年度」という。）の翌年度の5月末日までとし、原則として3月26日から3月31日を除いた期日とする。ただし、管理運用規則第28条第2項の規定により貸付期日が延長された場合はその延長された期日までとし、管理運用規則第28条の2第1項の規定により繰越しを行った資金に係る貸付けについては貸付予定額決定年度の3月末日までとする。

六 償還方法 半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還とする。ただし、第8号イに掲げる貸付分については、年賦元利均等償還又は年賦元金均等償還とする。

七 元金償還の開始日 据置期間の終了直後に到来する元利金支払期日

八 元利金支払期日 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期日によるものとする。

イ 公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分 9月1日

ロ 9月及び3月の貸付分 9月1日及び3月1日

ハ イ及びロに掲げるもの以外の貸付分 9月25日及び3月25日

（貸付期日の延長）

第13条 財務局長等は、管理運用規則第28条第1項の規定により、地方公共団体から財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認申請書の提出を受けた場合には、貸付期日延長の承認の可否を審査し、決定するものとする。この場合において、貸付対象事業が次の各号に掲げる要件を具備していなければ、貸付期日延長を承認してはならない。

一 貸付対象事業の完成（継続事業にあつては、貸付予定額決定年度の予定事業の完了をいう。以下同じ。）の遅延がやむを得ない理由によるものであること。

二 貸付対象事業が貸付予定額決定年度の翌年度の3月末日までに完成すると見込まれるものであること。

三 貸付対象事業について、翌年度への繰越その他の予算措置が適切になされているものであること。

2 管理運用規則第28条第2項に規定する財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認通知書は、別紙第6号書式（甲）の財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認通知書のとおりとする。

3 財務局長等は、第1項に規定する審査の結果、貸付期日延長を承認しないこととした場合には、別紙第6号書式（乙）の財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認通知書（期日延長を承認しないことについて）により当該地方公共団体に通知するものとする。

- 4 財務局長等は、第1項に規定する審査の結果、貸付期日延長を承認したものについて、管理運用規則第19条の規定により地方公共団体から提出を受けた財政融資資金地方長期資金等貸付予定額不用額報告書に基づき、別紙第7号書式の財政融資資金地方長期資金貸付及び期日延長状況調を作成し、貸付予定額決定年度の翌年度の6月1日までに理財局長に報告するものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、貸付期日延長の承認を受けた地方公共団体が、決定された貸付期日について更に延長の承認を受けようとする場において準用する。

(地方長期資金等の貸付けに係る審査)

第14条 財務局長等は、管理運用規則第29条第1項の規定により地方公共団体から財政融資資金地方長期資金等借入申込書の提出を受けた場合には、貸付対象事業の進捗状況等を勘案しながら貸付けの可否を審査し、決定するものとする。この場合において、次の各号に掲げる要件を具備していなければ当該貸付けを行わないものとする。

- 一 管理運用規則第29条第1項の規定により提出を受けた事業実施状況等調書に記載された内容が適債性を有していること。
- 二 貸付対象事業が完成する見込みで貸し付ける場合については、原則として事業の完成が遅延する理由が記載された書面にに基づき、財務局長等により完成が見込まれると認められた事業であること。
- 三 決算済事業費ではないこと。ただし、次に掲げるものであって、貸付申請において決算済であることを明らかにしたものについてはこの限りでない。
 - イ 施越事業であることを明らかにして起債の同意等を受けた補助災害復旧事業費
 - ロ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の規定により同法の適用を受けた地方公営企業の事業費で、その財源につき起債の同意等を受けたにもかかわらず、当該同意等を受けた年度の決算において未払金として処理されたもの
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、実態に照らし決算済事業費を貸付対象とすることがやむを得ないものとして理財局長が認めるもの
- 四 一件の金額が十万元以上であり、端数金額の単位が十万元以上であること。ただし、十万円に満たない資金貸付予定額を特に決定した場合はこの限りでない。なお、償還期限等の関係により借用証書が数枚にわたる場合であっても、資金貸付予定額が一括して決定されているものは、あわせて一件として取扱う。
- 五 地方公共団体が資金を転貸する場合については、原則として次に掲げる要件を具備していること。

- イ 転貸する資金の利率並びに据置期間及び償還期限が、地方公共団体が借り入れる条件と同一であること。
- ロ 地方公共団体と転貸先との間で締結する借用証書その他の契約書等に「この借入金について関係官庁から随時調査を受け又は報告を徴せられても差支えありません。」及び「この借入金は、速やかに借入の目的のために使用しますが、万一右の目的以外に使用し又は借入後長期にわたり使用しないことがある場合においては、繰上償還を求められても異存はありません。」旨の文言（以下「繰上償還条項等」という。）があること。
- 2 財務局長等は、前項第2号の規定により貸付対象事業が完成する見込みで貸し付けた場合には、貸付対象事業の完成後速やかに地方公共団体から完成報告を受けるものとする。
- 3 財務局長等は、第1項第5号ロにいう契約書等に繰上償還条項等がない場合には、当該地方公共団体に対して契約書等に繰上償還条項等を挿入するよう指導する。
- 4 財務局長等は、第1項に規定する審査の結果、貸付けを行おうとする場合には、管理運用規則第30条にいう地方長期資金等貸付額及び諸条件を決定するものとする。

（地方長期資金等貸付額等の通知）

- 第15条 管理運用規則第30条に規定する財政融資資金貸付通知書は別紙第5号書式（甲）又は（乙）のとおりとする。
- 2 財務局長等は、前条第1項に規定する審査の結果、貸付けを行わないことを決定した場合には、別紙第5号書式（丙）により当該地方公共団体に通知するものとする。

第4章 地方短期資金の貸付け

（地方短期資金の種類）

- 第16条 地方短期資金の種類については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとし、種類別に区分経理するものとする。
- 一 一般財政調整資金 年度中における歳入と歳出の不均衡を調整するための資金
- 二 災害つなぎ資金 災害発生に伴う緊急な資金需要のため必要な資金

（地方短期資金の貸付条件）

第17条 地方短期資金における貸付条件は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 利率 財務大臣が定め、財務省ホームページで公表した利率
- 二 違約金の割合 年10%
- 三 貸付期間 原則として、3か月以内であって歳計現金の一時的不足の調整のため必要な期間
- 四 借換え 真にやむを得ない場合に限り、新規貸付けと同様の手続きを経て、3か月以内の期間で認めることができる。
- 五 回収の期日 貸付けを行った年度の3月25日を越えることはできない。ただし、財務局長等が金融情勢その他やむを得ない事情により特に必要と認めた場合は、当該年度内の回収計上が可能な限度において延長することができる。

(地方短期資金の貸付けに係る審査)

第18条 財務局長等は、管理運用規則第33条の規定により地方公共団体から財政融資資金地方短期資金借入申込書の提出を受けた場合は、財政融資資金以外からの資金調達が困難であることを確認した上で、別紙第9号書式の財政融資資金地方短期資金借入申込審査書を作成の上、貸付けの可否を審査し、決定するものとする。

- 2 財務局長等は、前項の貸付けの可否を決定する場合、第16条第1号に規定する一般財政調整資金についてはその趣旨にのっとり、次の各号により地方公共団体の歳計現金の一時的不足を調整するために必要な金額を把握するとともに、期限内償還の確保に留意するものとする。
 - 一 歳入のうち、地方交付税、地方債等の収入時期については、繰上交付の有無及び起債の同意等、起債の届出の時期等の一般情勢を把握するものとする。
 - 二 起債を財源とする事業費については、起債の同意等又は起債の届出がない限り支出所要額と認めないものとする。ただし、重要な継続事業であって、当該貸付けがなければ工事中断のため重大な損失を生ずるおそれのあるものについては、当該年度内に起債の同意等又は地方財政法施行令第17条第4項に規定する通知（以下この号において「通知」という。）の見込みが確実な場合に限り、起債の同意等の決定前又は通知の前においてもその同意等見込額又は通知見込額の範囲内でその所要額を貸付けの対象とすることができる。
- 3 財務局長等は、災害その他の不可抗力により地方資金の元金の償還又は利子の支払いを現に延滞している地方公共団体に対して、第3条第2号の規定にかかわらず、その事情を勘案して貸付けを行うことができるものとする。
- 4 財務局長等は、管理運用規則第33条の規定により地方公共団体から提出を受ける月別資金繰表について、貸付所要額等の把握に支障がないと認められる場

合には、その一部の記載の省略又は科目等の変更を認めることができるものとする。

- 5 財務局長等は、第1項に規定する審査の結果、貸付けを行おうとする場合には、管理運用規則第34条にいう地方短期資金貸付額及び諸条件を決定するものとする。

(地方短期資金貸付額等の通知)

- 第19条 管理運用規則第34条に規定する財政融資資金貸付通知書は別紙第5号書式(甲)、財政融資資金借換通知書は別紙第8号書式(甲)のとおりとする。
- 2 財務局長等は、前条第1項に規定する審査の結果、貸付けを行わないことを決定した場合には別紙第5号書式(丙)(地方短期資金貸付額が借換えに係るものである場合には別紙第8号書式(乙))により当該地方公共団体に通知するものとする。

第5章 財務状況把握

(財務状況把握の対象)

- 第20条 財務局長等は、地方資金の貸付けを行う全ての地方公共団体を対象として財務状況把握を実施するものとする。
- 2 財務状況把握の対象会計は、普通会計及び公営企業会計とする。ただし、公営企業会計を対象とする財務状況把握は、公営企業会計に対する繰出金や公営企業会計の資金不足について、普通会計の債務償還能力や資金繰り状況への影響を確認するという観点から実施するものとする。

(モニタリングの実施等)

- 第21条 財務局長等は、行政キャッシュフロー計算書、財務指標及び決算関係資料等の資料を参考として地方公共団体の財務状況について把握し、個別指標に特異な変動が見られる場合には、その要因を確認すること(以下「モニタリング」という。)に努めるものとする。ただし、都道府県のモニタリングは、当該都道府県の区域を管轄する財務局長が行い、その内容を当該都道府県の区域を管轄する財務事務所長に還元する。
- 2 財務局長等は、モニタリングにおいて当該地方公共団体の公営企業(実地監査細則第3条にいう公営企業をいう。以下同じ。)の著しい経営悪化を把握した場合には、優先的に実地監査の対象とするものとする。

(ヒアリング実施予定団体の選定)

第22条 財務局長等は、市町村及び特別区（以下「市区町村」という。）について、モニタリングの内容を踏まえつつ、毎年度ヒアリング実施予定団体を計画的に選定し、当該年度の5月15日までに、別に定めるところにより理財局長に報告するものとする。

2 財務局長は、都道府県について、モニタリングの内容を踏まえてヒアリング実施予定団体を計画的に選定し、理財局長に報告するものとする。

（ヒアリングの実施等）

第23条 財務局長等は、前条第1項に基づき選定したヒアリング実施予定団体（以下第4項までにおいて「ヒアリング実施予定団体」という。）に対してヒアリングを実施しようとする場合には、あらかじめ日程調整を行った上で、ヒアリングの目的、内容及び日時等をヒアリング実施予定団体に通知するとともに、ヒアリング実施予定団体の事務負担に留意し、事前にヒアリング項目を整理するものとする。

2 財務局長等は、同一の年度において実地監査の対象として選定しているヒアリング実施予定団体については、地方公共団体の事務負担や年度内のスケジュールを勘案し、効率的であると考えられる場合には同一の日程で実施するなどの調整を行うものとする。

3 財務局長等は、ヒアリングにおいて、当該地方公共団体の公営企業の著しい経営状況の悪化を把握した場合には、優先的に実地監査の対象とするものとする。

4 財務局長等は、ヒアリング実施後速やかに、ヒアリングの実施結果及び財務状況把握の結果を整理する。

5 財務局長は、前条第2項に基づき選定したヒアリング実施予定団体に対して、財務事務所長と連携してヒアリングを実施した上で、理財局長へ報告するものとする。その際、前4項の規定を準用する。

（ヒアリング実施団体に対する診断表の交付及び実施結果等の報告）

第24条 財務局長等は、前条第1項に基づきヒアリングを実施した場合には、速やかにヒアリングを実施した市区町村（以下「ヒアリング実施団体」という。）に対して財務状況把握の結果概要（以下「診断表」という。）を交付するものとする。

2 財務局長等は、次の各号に掲げるヒアリング実施団体については、その旨を診断表へ特記するものとする。

一 財政健全化団体又は財政健全化団体と同様の財務状況が確認されたヒアリング実施団体

- 二 実地監査において結末処理基準第3（公営企業の経営状況）に規定する文書照会、文書注意、貸付制限又は繰上償還を行ったヒアリング実施団体
- 3 財務局長等は、ヒアリングを実施した年度の翌年度の4月10日までに、ヒアリングの実施結果及び診断表の交付結果を別に定めるところにより理財局長に報告するものとする。

第25条 財務状況把握は、前5条に規定するもののほか、別に定める「地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック」及び「地方公共団体向け財政融資財務状況把握執務参考資料」を活用して実施するものとする。

第6章 報告等

（理財局長に対する随時報告）

第26条 財務局長等は、次の各号に掲げる事項について、その状況等が判明の都度、理財局長に報告するものとする。

- 一 風水害その他災害があった場合はその被害の状況
- 二 地方公共団体における不正事件、貸付対象事業に関する紛争又は財政若しくは資産状態に重大な影響があると認められる事件
- 三 その他特に地方資金の貸付けに関し参考となる事項

2 財務局長等は、この細則に規定されていない事項について処理しなければならない場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ理財局長に当該事項の内容を報告し、理財局長の指示するところにより処理するものとする。

（書類の経由）

第27条 財務事務所長は、この細則の規定により理財局長へ報告する場合には、財務局長を経由するものとする。

第7章 雑則

（借用証書の記番号）

第28条 借用証書の記番号は、地方公共団体別に5桁の数字（一部英字を含む。）を用いた番号とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 地方長期資金等 上2桁は資金年度、下3桁は資金年度別の通し番号を付する。

二 地方短期資金 上2桁は資金年度、それに続く中2桁は新規貸付けごとに資金年度別の通し番号とし、下1桁にアルファベット順の英文字1字を用いた枝番（新規貸付けを「A」とし、借換えが行われる場合の枝番は「B」から順次付する。）を付する。

2 債務承継があつた場合は、旧地方公共団体（管理運用規則第39条第1項第1号に規定する旧地方公共団体をいう。）の借用証書の記番号をそのまま使用することなく、債務承継に係る借用証書に記載された資金年度と同一の資金年度における新地方公共団体（管理運用規則第39条第1項第1号に規定する新地方公共団体をいう。以下同じ。）の借用証書の記番号のうち最も大きい番号の次の番号から前項の要領により通し番号を付すことにより、新地方公共団体の借用証書の記番号に改訂させるものとする。

（資金名）

第29条 管理運用規則及びこの細則の規定により作成する貸付関係書類に記載する資金名は、次の区分により当該各区分に該当する資金名とする。

区分		資金名	
地方長期資金等	一般事業資金	地方公共団体普通事業資金	
	歳入欠かん等債資金	歳入欠かん等債資金	
	小災害債資金	公共土木施設等 災害分	小災害債資金（公共土木等分）
		農地等災害分	小災害債資金（農地等分）
公営企業等資金		地方公営企業等資金	
地方短期資金		地方短期資金	

（読替規定）

第30条 地方公共団体が沖縄総合事務局の管轄区域内にある場合においては、この細則の適用にあたって、「財務局長」を「沖縄総合事務局長」と読替えるものとする。

2 地方公共団体が北海道財務局小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にある場合においては、この細則の適用にあたって、「財務事務局長」を「小樽出張所長又は北見出張所長」と読替えるものとする。

3 地方公共団体が福岡財務支局の管轄区域内にある場合においては、この細則の適用にあたって、「財務局長」を「福岡財務支局長」と読替えるものとする。

附 則 （平成27年3月31日財理第1586号）
（施行期日）

第1条 この細則は、平成27年3月31日から施行する。

（普通地方長期資金等の貸付条件に係る経過措置）

第2条 第15条第3号及び第6号の規定は、平成27年度の予算に係る財政融資資金の貸付けから適用し、平成26年度以前の予算に係る財政融資資金の貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

（管理運用規則の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第17条第1項第1号及び同条第2項に規定する事業実施状況等調書には、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令（平成27年財務省令第19号）附則第2条第2項の規定により事業実施状況等調書とみなされた書類を含むものとする。

（金利方式の設定に関する特例）

第4条 第6条第2項に規定する申込書の提出期限については、平成27年度資金より適用するものに限り、平成27年5月31日とする。

附 則 （平成28年4月1日財理第957号）
この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年4月3日財理第1093号）
（施行期日）

第1条 この細則は、平成29年4月3日から施行する。

（財務状況把握のヒアリング実施予定団体の選定に関する特例）

第2条 第25条第1項に規定する報告の期限については、平成29年度に限り、平成29年7月31日とする。

附 則 （平成29年6月15日財理第2017号）
この細則は、平成29年6月15日から施行する。

附 則 （平成30年4月2日財理第974号）
（施行期日）

第1条 この細則は、平成30年4月2日から施行する。

（金利方式の設定に関する特例）

第2条 第6条第2項に規定する申込書の提出期限については、平成30年度資金より償還期限又は据置期間が延長される事業について設定済みの金利方式の変更を申し込む場合に限り、平成30年5月31日とする。

附 則 （平成31年4月1日財理第1160号）

(施行期日)

第1条 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

(金利方式の設定に関する特例)

第2条 第6条第2項に規定する申込書の提出期限については、平成31年度資金より償還期限又は据置期間が延長される事業について設定済みの金利方式の変更を申し込む場合に限り、平成31年5月31日とする。

附 則 (令和元年5月24日財理第1789号)
この細則は、令和元年5月24日から施行する。

附 則 (令和元年8月9日財理第2591号)
この細則は、令和元年8月9日から施行する。

附 則 (令和2年4月14日財理第1341号)
(施行期日)
第1条 この細則は、令和2年4月14日から施行する。

(財務状況把握のヒアリング実施予定団体の選定に関する特例)

第2条 第25条第1項に規定する報告の期限については、令和2年度に限り、令和2年6月15日とする。

附 則 (令和2年6月17日財理第2031号)
(施行期日)
第1条 この細則は、令和2年6月17日から施行する。

(普通地方長期資金等の貸付条件に関する特例)

第2条 令和2年度及び3年度において起債される地方財政法附則第33条の5の12に規定する地方債については、第15条第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、金利方式は固定金利方式、償還方法は満期一括償還とする。
2 前項の地方債に係る第32条に規定する資金名については、区分を「普通地方長期資金等」のうち「猶予特例債資金」とし、資金名を「猶予特例債資金」とする。

附 則 (令和3年2月26日財理第568号)
(施行期日)
第1条 この細則は、令和3年2月26日から施行する。

(普通地方長期資金等の貸付条件に関する特例)

第2条 令和2年度資金に限り、第15条第3号中「臨時財政対策債」とあるのは「臨時財政対策債及び減収補填債」と読み替えて適用する。

附 則 (令和3年3月12日財理第805号)

(施行期日)

第1条 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

(旧書式の使用)

第2条 この細則の施行の際、現に存するこの細則による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和3年6月25日財理第2148号)

(施行期日)

第1条 この細則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日財理第1003号)

(施行期日)

第1条 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この細則による改正前の財政融資資金地方資金運用事務処理細則第2条第5号、第12条から第14条、第18条、第21条第2項第1号、第31条第1項第2号及び第32条の規定は、令和5年度において運用する令和4年度の予算に係る財政融資資金の貸付けについて、なおその効力を有する。

(旧書式の使用)

第3条 この細則の施行の際、現に存するこの細則による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和6年3月29日財理第984号)

(施行期日)

第1条 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

(金利方式の設定に関する特例)

第2条 第6条第2項に規定する申込書の提出期限については、令和6年度資金より償還期限又は据置期間が延長される事業について設定済みの金利方式の変更を申し込む場合に限り、令和6年5月31日とする。

附 則 (令和7年3月31日財理第1067号)

(施行期日)

第1条 この細則は、令和7年4月1日から施行する。

(金利方式の設定に関する特例)

第2条 第6条第2項に規定する申込書の提出期限については、令和7年度資金より償還期限又は据置期間が延長される事業について設定済みの金利方式の変更を申し込む場合に限り、令和7年5月31日とする。

附 則 （令和8年3月31日財理第1032号）
（施行期日）

第1条 この細則は、令和8年4月1日から施行する。

（金利方式の設定に関する特例）

第2条 第6条第2項に規定する申込書の提出期限については、令和8年度資金より償還期限又は据置期間が延長される事業について設定済みの金利方式の変更を申し込む場合に限り、令和8年5月31日とする。

附 則 （令和8年6月16日財理第1933号）
この細則は、令和8年6月16日から施行する。